

令和6年度（繰越明許費）山形県大型免許等取得支援事業費補助金交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、産業と暮らしを支える物流等の担い手の確保を図るため、自動車運転業務に従事するために大型免許等の取得を行った者に係る当該大型免許等の取得に要した経費について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において「大型免許等の取得」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する大型自動車免許、中型自動車免許及び牽引免許を受けること（大型自動車の自衛隊用自動車限定又は中型自動車の8t限定の解除を受けることを含む。）をいう。

2 この要綱において「自動車運転業務に従事」とは、その者が従事する主たる業務が、四輪以上の自動車の運転及びこれに付随するものであることをいう。

3 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる個人又は中小企業者とする。

(1) 令和7年3月1日から令和8年2月28日までの間に大型免許等の取得に要した経費を支払い、取得した大型免許等を活用して県内で自動車運転業務に従事している個人（厚生労働省から教育訓練給付金の支給を受けた者を除く。）

(2) 県内に事業所を有する中小企業であって、令和7年3月1日から令和8年2月28日までの間に従業員（役員を含む。以下同じ。）の大型免許等の取得に要した経費を支払い、当該従業員を自動車運転業務に従事させているもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

(3) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの

(4) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの

(5) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

- (6) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和7年3月1日から令和8年2月28日までの間に支払われた大型免許等の取得に要した次に掲げる経費の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

入学金、適性検査料、学科教習料、技能教習料、効果測定料、教材費、写真代、検定料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費（補助対象経費に充てるべき国からの補助金、公益社団法人全日本トラック協会及び公益社団法人山形県トラック協会からの助成金並びにその他の補助金、助成金等（市町村からの補助金を除く。）があるときは、当該補助金等の合計額を控除した額）の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は110,000円のいずれか低い額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、令和8年3月6日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績及び補助金所要額計算書（別記様式第1号）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第2号）
- (3) 大型免許等取得者の運転免許証の写し又は免許情報記録個人番号カード（道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。）に記録されている特定免許情報（同条第3項に規定する特定免許情報をいう。）を用紙に印刷したもの
- (4) 補助対象経費の支払に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するもの（自動車教習所からの請求書等）の写し
- (5) 申請者が個人事業主である場合は、次に掲げる書類
 - イ 自動車運転業務に従事していることの宣誓書（別記様式第3号）
 - ロ 一般貨物自動車運送事業の許可書の写し、委託契約書の写し等自動車運転業務に従事していることを証する書類
- (6) 申請者が中小企業者又は中小企業の従業員である場合は、大型免許等の取得を行った従業員が自動車運転業務に従事していることの証明書（別記様式第4号）
- (7) 補助金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

2 補助金交付申請書の提出をもって、規則第14条の規定による補助事業実績報告書の提出に代えるものとする。

(交付の決定及び額の確定)

第7条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第8条 知事は、前条の交付の決定及び額の確定後、速やかに補助金を支払うものとする。

(決定の取消)

第9条 知事は、規則第17条第1項に掲げるもののほか、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反する行為があったとき
- (3) 補助金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(関係書類の保管)

第10条 補助事業者は、規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類を整備し、令和8年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第11条 この補助金に関して知事に提出する書類は、正本1部とし、提出先は、みらい企画創造部総合交通政策課とする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月2日から施行する。

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

(申請者)
住所又は
所在地

氏名又は名称
及び代表者の
職・氏名

連絡先

(平日の日中に連絡が取れる電話番号等)

令和 6 年度（繰越明許費）山形県大型免許等取得支援事業費補助金
交付申請書

令和 7 年度において、令和 6 年度（繰越明許費）山形県大型免許等取得支援事業について、標記補助金を下記のとおり交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第 5 条の規定により、関係書類を添付して申請する。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 振込先（県に債権者登録を行っている場合は、債権者登録コードのみ記入）

債権者登録コード	
金融機関名	
店舗名	
預金種別	普通・当座・その他（ ）
口座番号	
（カナ）	
口座名義人	

※債権者登録を行っている場合を除き、預貯金口座の表紙及び表紙裏面の写しを提出すること。

別記様式第 1 号

事業実績及び補助金所要額計算書（申請者が個人である場合用）

1 事業実績（申請者について記入）

（ふりがな） 氏 名	生年月日 （申請時の年齢）	取得した免許	取得年月日 （限定解除年月日）	取得した免許を活用 した自動車運転業務 への従事開始年月日
（ ）	昭和・平成 年 月 日 （満 歳）	・ 大型免許 ・ 中型免許 ・ 牽引免許 ・ 大型自衛隊限定解除 ・ 中型 8 t 限定解除	令和 年 月 日	令和 年 月 日

（注）運転免許証の写し又は免許情報記録個人番号カードに記録されている特定免許情報を用紙に印刷したものを添付すること。

2 補助金所要額計算

(A) 補助対象経費 （税抜）	(B) 国からの 補助金	(C) 協会からの 助成金	(D) その他の 補助金、 助成金等	(参考) 市町村からの 補助金	(E) 差 引 額 (A)－(B)－(C)－(D)	(F) 県補助金申請額 (E)×1/2又は 110,000円の いずれか低い額 (千円未満切捨)	備 考
円	円	円	円	円	円	円	

（注） 1 補助対象経費の支払に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するもの（自動車教習所からの請求書等）の写しを添付すること。

2 「国からの補助金」、「協会からの助成金」及び「その他の補助金、助成金等」の内容及び金額が確認できる書類（交付決定通知書（交付決定前
の場合は、交付申請書、事業計画書、事前申書等）の写しを添付すること。

別記様式第 1 号

事業実績及び補助金所要額計算書（申請者が中小企業者である場合用）

1 申請者情報

名 称	
代表者の職・氏名	
資本金・出資金	円（1円単位で記入）
従業員数	人
主たる業種	・運輸業 ・建設業 ・製造業 ・卸売業 ・小売業 ・サービス業 ・その他（ ）

2 事業実績（今回の補助金交付申請の対象となる大型免許等を取得した従業員（役員を含む。）について記入）

No.	氏名	生年月日 (申請時の年齢)	取得した免許	取得年月日 (限定解除年月日)	採用年月日 (就任年月日)
1		昭和・平成 年 月 日 (満 歳)	・大型免許 ・中型免許 ・牽引免許 ・大型自衛隊限定解除 ・中型8 t 限定解除	令和 年 月 日	令和 年 月 日
2		昭和・平成 年 月 日 (満 歳)	・大型免許 ・中型免許 ・牽引免許 ・大型自衛隊限定解除 ・中型8 t 限定解除	令和 年 月 日	令和 年 月 日
3		昭和・平成 年 月 日 (満 歳)	・大型免許 ・中型免許 ・牽引免許 ・大型自衛隊限定解除 ・中型8 t 限定解除	令和 年 月 日	令和 年 月 日
4		昭和・平成 年 月 日 (満 歳)	・大型免許 ・中型免許 ・牽引免許 ・大型自衛隊限定解除 ・中型8 t 限定解除	令和 年 月 日	令和 年 月 日

（注）運転免許証の写し又は免許情報記録個人番号カードに記録されている特定免許情報を用紙に印刷したものを添付すること。

別記様式第 1 号 (つづき)

事業実績及び補助金所要額計算書 (申請者が中小企業者である場合用)

3 補助金所要額計算 (「2 事業実績」に記載した従業員ごとに記入)

No.	(A) 補助対象経費 (税抜)	(B) 国からの 補助金	(C) 協会からの 助成金	(D) その他の 補助金、 助成金等	(参考) 市町村からの 補助金	(E) 差 引 額 (A) - (B) - (C) - (D)	(F) 県補助金申請額 (E) × 1/2 又は 110,000 円の いずれか低い額 (千円未満切捨)	備 考
1	円	円	円	円	円	円	円	
2								
3								
4								
合計								

(注) 1 補助対象経費の支払に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するもの (自動車教習所からの請求書等) の写しを添付すること。

2 「国からの補助金」、「協会からの助成金」及び「その他の補助金、助成金等」の内容及び金額が確認できる書類 (交付決定通知書 (交付決定前
の場合は、交付申請書、事業計画書、事前申書等) の写しを添付すること。

別記様式第2号

暴力団排除に関する誓約書

☐私 ☐ 当社は、

- 1 下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
- 2 下記の該当の有無を確認するために、山形県から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名簿等に記載された情報等が山形県警察本部に提供されることについて同意します。
- 3 暴力団の不当な要求には応じません。また、山形県との補助事業について不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報（「110番通報等」）するとともに、山形県に報告します。
- 4 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が交付決定の取消し等の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には役員又は支店若しくは補助金を申請する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であること。

山形県知事 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者の職・氏名

別記様式第 3 号

自動車運転業務に従事していることの宣誓書

私は、取得した大型免許等を活用して下記のとおり自動車運転業務に従事していることを宣誓します。

記

1 取得した免許の種類

- ・大型自動車免許
- ・中型自動車免許
- ・牽引免許
- ・大型自動車の自衛隊用自動車限定の解除
- ・中型自動車の 8 t 限定の解除

2 従事している業務の内容

(注) 一般貨物自動車運送事業の許可書の写し、委託契約書の写し等自動車運転業務に従事していることを証する書類を添付すること。

山形県知事 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者の職・氏名

別記様式第 4 号

自動車運転業務に従事していることの証明書

下記の者が就業し、取得した大型免許等を活用して自動車運転業務に従事していることを証明します。

記

1 従業員の氏名

2 取得した免許の種類

- ・大型自動車免許
- ・中型自動車免許
- ・牽引免許
- ・大型自動車の自衛隊用自動車限定の解除
- ・中型自動車の 8 t 限定の解除

3 従事している業務の内容

山形県知事 殿

令和 年 月 日

所在地

名称及び代表者の職・氏名